

ケガ保険



割引率
30%

ご加入対象	申込書	記入例	留意点
退職者本人および家族	P2参照	別紙	P13～P14

補償内容

ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入いただけます。（複数プランの加入はできません。）

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガも補償対象です。



自転車で転んでケガをした。



交通事故でケガをした。



スキーで転んでケガをした。



地震でがれきの下敷きになりケガをした。

24時間補償

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）
※家族の範囲は11ページ（Q1）をご確認ください。

		1B	2B	1C	2C
傷害入院保険金日額	事故発生日から180日以内 180日限度	4,000円	8,000円	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額	事故発生日から180日以内 90日限度	2,000円	4,000円	3,500円	7,000円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍				
傷害死亡・後遺障害保険金額	事故発生日から180日以内	245万円	490万円	235万円	470万円
半年払保険料（年齢にかかわらず）		5,360円	10,700円	7,610円	15,220円

支払事例・1

スキーで転んで右腕を骨折。15日間通院（含むギプス固定期間）した。

2Bプラン（傷害通院保険金日額 4,000円）に加入の場合

傷害通院保険金日額	通院日数	保険金のお支払額
4,000円	× 15日	= 60,000円

支払事例・2

階段から転落し、ケガで7日間入院し、その後4日間通院した。

2Cプラン（傷害入院保険金日額 10,000円、傷害通院保険金日額 7,000円）に加入の場合

傷害入院保険金日額	入院日数	傷害通院保険金日額	通院日数	保険金のお支払額
(10,000円 × 7日)	+	(7,000円 × 4日)	=	98,000円

Pickup!

＼自転車に乗る方必見！／

自転車事故リスクへの備え

＼自転車を運転する際のリスクは2種類！それぞれ備えが必要です。



自転車条例の制定をご存知ですか？

自転車による加害事故では、加害者に高額な損害賠償を命じる判決事例が出ています。また、条例により**自転車損害賠償責任保険等**への加入を義務化する動きが広がっています。自転車に乗る方は、自転車条例に対応している**賠償保険**に加入し、しっかり準備していく必要があります。

制定されている都道府県（一部）	東京都	埼玉県	神奈川県
	大阪府	静岡県	京都府

など

出典：国土交通省「地方公共団体の条例の制定状況 令和5年4月1日現在」

賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故 **9,521** 万円の賠償判決

判決事例	男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所 2013年7月4日判決) 一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え（2023年8月版）」より
------	--

賠償保険（5F）への加入で

1億円まで補償！ 示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。

➤ 賠償保険（5Fプラン）の保険金額、保険料は9ページをご覧ください。

！ ご注意点

ケガとは	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
通院認定について	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
みなし通院について	通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものと同みなします。ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをい）、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限りです。 ①長管骨 ^(注) または脊柱 ②長管骨 ^(注) に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし長管骨 ^(注) を含めギプス等の固定具を装着した場合に限りです。③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。 (注)上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

病気保険 基本補償



割引率
30%

補償内容

病気による入院・手術・退院後の通院*等を補償します。*8E、8I、8Hプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入いただけます。(複数プランの加入はできません)

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族* (ご家族もお一人ずつお申込みが必要です)
*家族の範囲は11ページ(Q1)をご確認ください。

下表は1口ご加入の場合の保険金額です。2口ご加入の場合は、*の保険金を除き、お支払いする保険金の額が2倍となります。

加入限度口数	2口	8E	8I	8H	8F
疾病入院保険金日額					
病気で入院した日から1,095日以内 1,095日限度		5,000円	5,000円	3,000円	3,000円
疾病手術保険金		入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍			
疾病手術費用保険金額*		100万円 ※2口お申込みの場合も100万円			
疾病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍			
疾病入院時一時金額		5万円	5万円	5万円	5万円
疾病長期入院時保険金額*		10万円(入院90日ごと) ※2口お申込みの場合も10万円			
疾病退院時一時金額		5万円	-	-	-
疾病通院保険金日額					
退院した日の翌日から180日以内 30日限度		3,000円	3,000円	3,000円	-
葬祭費用保険金額		150万円	-	-	-

		半年払保険料							
プラン		8E		8I		8H		8F	
加入口数		1口	2口	1口	2口	1口	2口	1口	2口
2025.4.21 時点の年令 【年令別】 半年払保険料	生後15日以上~4才	5,150円	10,100円	4,180円	8,160円	2,980円	5,760円	2,880円	5,560円
	5~9才	3,430円	6,660円	3,240円	6,280円	2,340円	4,480円	2,260円	4,320円
	10~14才	1,880円	3,560円	1,730円	3,260円	1,300円	2,400円	1,260円	2,320円
	15~19才	2,170円	4,070円	1,840円	3,410円	1,370円	2,470円	1,330円	2,390円
	20~24才	3,280円	6,140円	2,890円	5,360円	2,120円	3,820円	2,060円	3,700円
	25~29才	4,940円	9,070円	4,520円	8,230円	3,350円	5,890円	3,250円	5,690円
	30~34才	6,470円	11,870円	5,900円	10,730円	4,370円	7,670円	4,230円	7,390円
	35~39才	7,140円	13,030円	6,340円	11,430円	4,740円	8,230円	4,540円	7,830円
	40~44才	7,680円	14,070円	6,480円	11,670円	4,850円	8,410円	4,570円	7,850円
	45~49才	10,120円	18,720円	8,150円	14,780円	6,060円	10,600円	5,610円	9,700円
	50~54才	14,420円	26,640円	11,230円	20,260円	8,370円	14,540円	7,630円	13,060円
	55~59才	21,030円	38,470円	16,270円	28,950円	12,160円	20,730円	11,170円	18,750円
	60~64才	32,720円	59,180円	24,940円	43,620円	18,820円	31,380円	17,420円	28,580円
	65~69才	50,650円	92,270円	37,950円	66,870円	28,330円	47,630円	26,280円	43,530円
70~74才	75,760円	138,880円	55,580円	98,520円	41,290円	69,940円	37,780円	62,920円	
75~79才	118,790円	221,470円	84,660円	153,210円	61,110円	106,110円	55,770円	95,430円	

ご注意点

疾病手術費用保険金	手術日以降の入院中の治療費等の実費をお支払いたします。ただし公的医療保険制度等による給付や、加害者からの損害賠償金は除かれます。
疾病退院時一時金	疾病入院の状態が14日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が365日を超えた場合にお支払いします。
告知に該当する場合のお引受について	「病気保険」では、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

●継続加入いただいているお客さまで、「特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方」は、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。詳細はP45を必ずご確認ください。

病気保険 オプション

病気保険の基本補償をお申込みの方のみご加入いただけます。

+先進医療費用保険金

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数	1口	S
先進医療費用保険金額		1,000万円
半年払保険料		310円

+親介護一時金

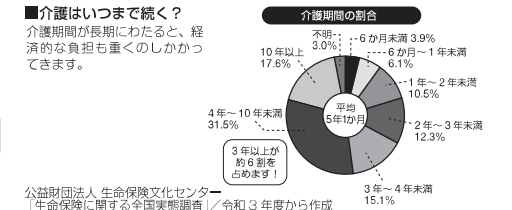
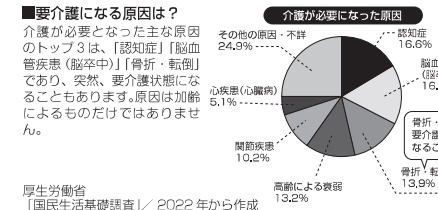
特約被保険者になれる方：病気保険(基本補償)の被保険者本人の親(姉妹含む)

*下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数	3口	K2
特約区分		1 一時金
親介護一時金額		100万円
フランチャイズ 期間：30日		要介護 2以上

2025.4.21 時点の 特約被保険者の年令	親の年令別 半年払保険料
20~24才	40円
25~29才	40円
30~34才	40円
35~39才	40円
40~44才	40円
45~49才	90円
50~54才	210円
55~59才	490円
60~64才	1,110円
65~69才	2,620円
70~74才	5,930円
75~79才	13,210円
80~84才	34,180円
85~89才	69,010円

Kプラン(要介護3以上)の保険料は同封の「Kプランご加入の皆さまへ」をご確認ください。
介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。



ご加入対象	申込書	記入例(ページ)	留意点(ページ)
退職者本人およびご家族	P2参照	別紙	P15~P21

先進医療費用保険金

ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた場合に負担する費用を実費で補償します。(治療費に加え、交通費・宿泊費も補償)

【先進医療の例】

最先端の医療 先進医療
先進医療にかかる費用は全額自己負担です。

重粒子線治療	約 314万円
陽子線治療	約 266万円

令和5年12月7日厚生労働省「第127回先進医療会議」資料の「令和5年度先進医療技術の実績報告」を元に引受保険会社にて試算

先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページをご確認ください。

+本人介護一時金

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

*下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数	3口	Z
介護一時金(本人介護)		100万円
フランチャイズ 期間：30日		要介護 2以上

2025.4.21 時点の年令	【年令別】 半年払保険料
生後15日以上~4才	40円
5~9才	40円
10~14才	40円
15~19才	40円
20~24才	40円
25~29才	40円
30~34才	40円
35~39才	40円
40~44才	40円
45~49才	90円
50~54才	210円
55~59才	490円
60~64才	1,110円
65~69才	2,620円
70~74才	5,930円
75~79才	13,210円

介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

団体総合生活補償保険（標準型）
日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

賠償保険・携行品保険

割引率
30%

ご加入対象	申込書	記入例	留意点
退職者本人*	P 2 参照	別紙	P22~P24

*配偶者・家族は自動対象 携行品対象型あり

賠償保険

補償内容

他人の身体・財物に損害を与えるなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

被保険者になれる方：退職者本人のみ

*退職者本人1名のご加入でご家族も補償対象となります。(傷害死亡・後遺障害保険金を除く)

	5F
日常生活賠償保険金額 国内示談交渉サービス付	1億円
受託物賠償責任保険金額 免責金額：5,000円	10万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内 *退職者本人のみ対象	100万円
半年払保険料	1,160円

！ご注意点

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償 ^(注) ）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ補償 ^(注) します。なお、「日常生活賠償」の示談交渉サービスは国内のみ対象となります。 (注)詳細はP.22、P.23をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	退職者本人が日常お住まいの住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

退職者本人1名のご加入で自動的にご家族*を補償！

傷害死亡・後遺障害保険金は、退職者本人のみ補償対象です。
*家族の範囲は11ページ<Q3>をご確認ください。

日常生活賠償保険金については、同様の保険契約がある場合は補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！



自転車で乗っていて他人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



他人から借りたビデオカメラを落として壊してしまった。



洗濯機の水を過ぎて溢れさせ、階下の他人の家具を汚してしまっ



デパートの高額商品を落として壊してしまった。

携行品保険

補償内容

外出先での携行品に発生した破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：退職者本人のみ

	10F	10G
補償対象者	本人	本人・ご家族*
携行品損害保険金額 免責金額：3,000円	30万円	30万円
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内	50万円	50万円
半年払保険料	1,010円	2,000円

*家族の範囲は11ページ<Q3>をご確認ください。
(注)携行品損害保険金の損害額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

！ご注意点

携行品とは	住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。保険金のお支払額や補償対象外となる主な「携行品」など必ずP.24、P.30をご参照ください。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。
修理不能の場合	修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額を損害の額とします。
免責金額	免責金額（自己負担額）は1回の事故につき3,000円となります。
支払限度額	損害の額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となり、通貨または乗車券等、小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。なお、保険期間通算で30万円が限度となります。

携行品に発生した破損・盗難等の損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまっ



旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまった。
[盗難の場合は警察への届出が必要となります。]

6F：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
6F以外：団体総合生活補償保険、ゴルフ賠償責任保険特約
ゴルフ賠償責任保険特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ゴルフ向け保険

割引率
30%

ご加入対象	申込書	記入例	留意点
6F 本人	6E、6D、6A、6B P 2 参照	別紙	P25~P29

ゴルフ向け保険

補償内容

ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！



プレー中にキャディーの指示によらず打ったため、第三者に損害を与えてしまった。(6F以外)



ゴルフプレー中にケガをしてしまった。



ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった。(6F以外)



国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。(*)

- (*) 日本国内の9ホール以上を有する有料のゴルフ場でのプレー中に限ります。
●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP25～29をご参照ください。
①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：6F以外⇒本人・そのご家族（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）6F⇒本人のみ

	6E	6D	6A	6B	6F
補償対象者	本人・そのご家族				本人
ゴルフ賠償責任保険金額	2億円	1億円	1億円	5,000万円	—
傷害死亡・後遺障害保険金額 事故発生日から180日以内	1,000万円	980万円	530万円	330万円	50万円
傷害入院保険金日額 事故発生日から180日以内 180日限度	15,000円	14,700円	7,950円	4,950円	—
傷害通院保険金日額 事故発生日から180日以内 90日限度	10,000円	9,800円	5,300円	3,300円	—
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍				—
ゴルフ用品保険金額	54万円	40万円	27万円	12万円	—
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100万円	50万円	35万円	20万円	70万円
半年払保険料	7,190円	4,560円	3,040円	1,770円	3,420円

！ご注意点

傷害保険金	6E、6D、6A、6B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。 6F：傷害死亡・後遺障害は24時間(ゴルフ中以外も)補償となります。入院・通院・手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限りです。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガはお支払いの対象外です。

【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルフ向け保険では、補償の一部が重複する場合があります。下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。また、自動車保険や火災保険の賠償特約をセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。(補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。)

保険種類	地域		特徴	保険金の種類	地域		特徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	△	日常生活（ゴルフ中を含む）において損害賠償責任を負った場合	ゴルフ賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活（ゴルフ中を含む）のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルフ賠償補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償（6Fは死亡・後遺障害のみ）
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品（ゴルフ用品含む）に損害が発生した場合	ゴルフ用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が発生した場合
ホールインワン・アルバトロス費用（6F）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用（6E、6D、6A、6B）	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細はP.13～29をご覧ください。

団体損害保険 Q & A

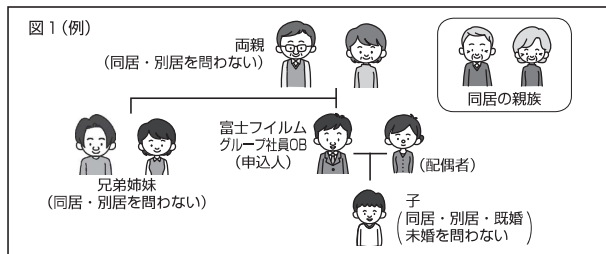
皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



加入の可否

<Q1> ケガ保険、病気保険、ゴルフ向け保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者本人になれるのか？

A1 家族のうち被保険者本人になれる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員OB本人と同居している親族です。（図1）



<Q2> 子どもが結婚しましたが、引続き加入できますか？

A2 ご加入いただけます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出してある旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

<Q3> 賠償保険、携行品保険の10Gプランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A3 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細はP33～34重要事項のご説明をご覧ください。

健康に関する告知

<Q4> 健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A4 質問項目のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。

詳細については、P44～P48をご確認ください。

*ご加入をお引受けした場合でも、加入時に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。

なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険・ケガ保険』は告知の必要はありません。

<Q5> 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A5 再加入時に健康に関する告知へご回答いただき、いずれの質問も「いいえ」の場合、お引受けします。

*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。

なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険・ケガ保険』は告知の必要はなく、再加入は可能です。

<Q6> 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A6 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。ただし、再度告知していただいた質問がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

変更・脱退

<Q7> 保険期間の途中で補償の追加、変更や脱退はできますか？

A7 団体保険制度の運営上、保険期間途中での補償の追加・変更・脱退はできません。これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただけますようお願いいたします。

補償内容

<Q8> 「ケガ」とはどのようなものをいうのでしょうか？

A8 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返すことによる疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガに該当しません。詳しくはP30の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

<Q9> 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A9 公的医療保険の対象となるべき期間については、「病気保険」の対象となります。詳しくはP15をご覧ください。

<Q10> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A10 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

<Q11> 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A11 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象なりません。

<Q12> 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A12 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えているため、「1回の疾病入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。

<Q13> 「病気保険」で精神的な病気も補償されますか？

A13 「病気保険」（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、P15～21の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

<Q14> 『携行品保険10F』に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

A14 被保険者本人の所有物でないため補償対象なりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象なりません。

<Q15> 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A15 スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）
携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）
タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

<Q16> 「ゴルフ向け保険6E」に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A16 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

<Q17> 団体損害保険は年末調整や個人の確定申告の保険料控除の対象になりますか？

A17 「病気保険」（葬祭費用保険金は除きます）が生命保険料控除の対象です。生命保険料控除証明書は保険開始にあわせて発送される加入者証にセットして送付されます。

<Q18> 保険は4月21日（午後4時）開始ですが、保険料の振替はいつからですか？

A18 第一回目が6月24日で、第二回目が12月23日です。